

パブリックコメント手続の流れ

町

町 民

施策等の案の検討期間

施策等の案の検討に際しては、町民へ情報提供と意見聴取を積極的に行なう。

担当課は、対象となる施策等がある場合又は施策等が対象となるか判断しかねる場合には、案の公表2ヶ月前までに総務課へ協議

・広報紙、ホームページ（HP）、懇談会などの機会を通じて積極的に情報提供
・審議会の設置（公募委員など）
・アンケートや検討段階でのパブリックコメントの実施
など（必要に応じて）

施策等の案の作成

案の公表・意見募集
（必要な関連資料も公表）

意見募集締切
（提出期間 ～30日間）

意見の考慮
（意見等を考慮して意思決定）

意見を案に
反映できる

案の修正

意見を案に
反映できない

案に反映できない
理由

意思決定

結果の公表（提出意見の概要とそれに対する町の考え方、案の修正内容）

施行
議会への報告、条例案上程

広報紙、HP等を通じて公表
本庁窓口、HPで閲覧

意見の提出（方法：直接提出、郵便、電子メール、FAX等）

本庁窓口、HPで閲覧